

第2回（令和3年）野洲市農業委員会
総会議事録

令和3年2月10日開催

令和3年第2回野洲市農業委員会総会議事録

令和3年2月10日、午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和3年第2回野洲市農業委員会総会を開催する。

1. 出席委員 下記のとおり

- | | | |
|-----|----|-----|
| 1番 | 清水 | 稔 |
| 2番 | 小森 | 貴夫 |
| 3番 | 坂口 | 茂 |
| 4番 | 辻川 | 清太郎 |
| 5番 | 島村 | 平治 |
| 6番 | 北脇 | 広美 |
| 7番 | 苗村 | 善明 |
| 8番 | 辻 | 清子 |
| 9番 | 東郷 | 恵子 |
| 10番 | 石塚 | 健一 |
| 11番 | 森 | 恒仁 |
| 12番 | 有馬 | 和夫 |
| 13番 | 安田 | 健一 |
| 14番 | 市木 | 和雄 |
| 15番 | 飯田 | 百合子 |
| 16番 | 白井 | 嘉嗣 |
| 17番 | 前田 | 美幸枝 |
| 18番 | 杉江 | 保彦 |
| 19番 | 岩井 | 正男 |
| 20番 | 吉川 | 久和 |
| 21番 | 青木 | 徹 |
| 22番 | 藤岡 | いづみ |
| 23番 | 田中 | 靖志 |
| 24番 | 小森 | 正人 |
| 25番 | 井狩 | 憲一 |
| 26番 | 武浪 | 勘治 |

欠席

- | | | |
|----|----|----|
| 7番 | 苗村 | 善明 |
|----|----|----|

会議に参与したる職員

農業委員会事務局長	西村 拓巳
事務局次長	小松 美進
書記	山本 勉
農林水産課 主 事	保智 翔太

議 長 ただいまの出席委員は25名であります。
よって、本総会が成立いたしました。ただいまから令和3年第2回農業委員会
総会を開会します。

議 長 これより日程に入ります。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。
第15番 飯田 委員、第16番 白井 委員を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定について、本会期は、本日1日間とさせて頂きたいと思
いますが、これにご異議ございませんか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって会期は本日1日間と決定いたしました。

議 長 日程第3、議第4号から議第7号を上程します。

議 長 議第4号 所有権の移転に関する件について を議題とします。

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局長 それでは、1ページをご覧下さい。
議第1号 所有権の移転に関する件について、農地法第3条第1項の規定によ
り、上記の議案を提出する。
令和3年2月10日 会長 武浪 勘治。
案件は1件で、1筆、永原●●●●番、登記地目、現況地目共に田、面積 24
9.4㎡、地図は 9ページ、譲渡人 野洲市永原●●●●番地 ●●●●、譲受
人 野洲市永原●●●●番地 ●●●●、契約内容は売買、申請事由は経営拡
大、であります。全部効率要件は別紙1のとおり、田 28.32アール、畑 0
アール、合計28.32アール全て耕作されております。法人・信託要件について

は、個人のため適用されません。農作業常時従事要件については通年従事されています。下限面積については、53.26アール耕作されるので問題ありません。地域調和要件については、地域の営農に支障をもたらすとは認められません。

議 長 続きまして、意見委員の説明をいたします。
第1番 清水 委員お願いします。

1番 1番 清水です。この件は●●●●さんが新規就農者として、これからやっていきたいということで、自宅の近くの田んぼを購入し申請されたものです。また営農拡大を図っていきたいということですので、皆様のご審議をお願いします。

議 長 それでは、説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。
質疑はございませんか。

(挙手なし)

議 長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

議 長 これより議第4号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第4号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 全員挙手と認めます。
よって議第4号は議案どおりと決定いたしました。

議 長 続きまして、議第5号 農地法第4条第1項の規定による申請について を議題とします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 2ページをご覧ください。
議第5号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、本委員会の決定を求めます。

令和3年2月10日 野洲市農業委員会 会長 武浪 勘治。

案件は1件で、1筆、市三宅●●●●番、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積

89㎡、地図は10ページ、申請人 野洲市市三宅●●●●番地 ●●●●、申請事由は農業用資材置場・駐車場であります。これにつきましては、申請人は申請地の近くに居住されており、畑を円滑に行うため、軽トラや農業用の資材を置くスペースとして利用したいとのことであります。農地転用に関する許可基準から見た意見は、別紙2のとおりです。立地基準による判断については、申請地は農業振興地域内にある農用地区域外の農地であり、集落内の農地であることから、第3種農地であります。他法令につきましては該当ありません。付近の被害防除につきましては、隣接地に現況農地はありませんので、問題はありません。なお、今回の申請には顛末書が提出されており、昭和29年頃に申請者の父が埋め立て、資材置場として使用していたものであり、農地転用されないまま現在に至っており、事後承諾となりますが、問題はありません。

議 長 続きまして、意見委員の説明をいたします。
第19番 岩井 委員お願いします。

19番 19番 岩井でございます。1月28日現地の方、確認させていただきました。申請地の隣にビニールハウスが2棟あり、ハウスの中で野菜を栽培されております。そういった関係で資材や軽トラック置くべく活用したいとで今回申請をされました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。

議 長 質疑はございませんか。

(挙手なし)

議 長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

議 長 これより議第5号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第5号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 全員挙手と認めます。
よって議第5号は議案どおりと決定いたしました。

議 長 続きまして議第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて を

議題とします。

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局長 最初に、相続税の納税猶予とは、農地を所有されている農業者が亡くなれば、その農地を相続する際、農地に対して高い評価額で課税されると、相続人は農業を継続したくても相続税を支払うために農地を売却せざるを得ないという問題が生じます。このような事態を防ぐため、自ら農業経営を継承する場合、または、市街化調整区域の農地に限られますが、農地の効率的な利用を促進する観点から農地中間管理機構などの特定機関への貸付を行った場合には、農地に課せられた相続税のうち農業投資額を超えた額は納税をしなくてよいという制度を相続税の納税猶予といいます。納税猶予を受けるためには農業委員会の適格者証明が必要となるため、今回、証明願を提出されたものです。

では、案件の説明に入ります。

3ページをご覧ください。

議第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 承認について、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、上記の議案を提出する。

令和3年2月10日 野洲市農業委員会 会長 武浪 勘治。

案件は1件で、相続人は、滋賀県大津市中庄●●●●番 ●●●● 被相続人は、野洲市上屋●●●●番地 ●●●● 特例適用農地は、上屋●●●●番外10筆で、面積は16,145㎡、地図は11ページおよび、12ページです。相続人と被相続人との続柄は親子であります。申請理由は、相続税の納税猶予を受けるため、市街化調整区域の農地を、特定機関へ貸付を行う こととあります。これは調査の結果、納税猶予に関する適格者証明を交付しないことに該当しないと考え、提出するものであります。

議 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。

質疑はございませんか。

(挙手なし)

議 長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

議 長 これより議第6号の採決に入ります。

お諮りいたします。議第6号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 全員挙手と認めます。
よって議第6号は議案どおりと決定いたしました。

議 長 続きまして、議第7号 農用地利用集積計画について を議題とします。
この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、所有権移転関係の方につきましてはご退席を、貸借関係の方につきましては意見および挙手をされないようにすることで進めます。また、今回、農業経営基盤強化促進法に基づく農地転用があり、利害関係者がおられますので、同じくご退席いただきます。それでは、●●●●委員につきましては、ご退席をよろしくお願いいたします。また、農地転用の意見委員は●●●●委員であります、利害関係者でありますので、近隣の白井委員にお願いします。

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局長 4ページをご覧ください。
議第7号 農用地利用集積計画について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、上記の議案を提出する。
令和3年2月10日 野洲市農業委員会 会長 武浪 勘治。
先だって議案書と共に郵送いたしました利用権設定の明細書の方をご覧ください。
利用権が設定されたのは、合計 64件 117筆 238,930㎡です。
農地中間管理機構との貸借については、合計 54件 117筆 226,844㎡です。
これらは農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる要件に該当していると考え提出するものであります。
なお、詳細につきましては、農林水産課の担当よりご説明いたします。

議 長 それでは、農林水産課より説明をお願いします。

農林水産課 農林水産課です。今回提出させていただいた利用集積計画なんですけども、毎月の通常どおりの利用権設定と中間管理機構への貸借ということで一緒につけさせていただいております。

なお、中間管理機との貸借につきましては、一たん地権者から機構に預かる際には、農業委員会への議案として提出させていただきまして、その後 機構から耕作者へ貸付が行われる際には報告案件として対応させていただいております。

みなさんの、ご審議をお願いします。

議 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。

5 番 島村でございます。今の面積の説明のところで23万とかいわれていたんですけども、それは当初（修正前）の数字ではないんですか。

議 長 暫時、休憩とします。

議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

事務局 本日の議案につきましては、通常（個人間）の利用権設定総面積が238,930㎡で中間管理機構預かり総面積が226,844㎡であるため、説明させていただきました2つの数字（面積）どおりで間違いありません。

議 長 ただ今の説明でよろしいですか。

5 番 はい。

議 長 他にございませんか。

4 番 様式が変わったと報告をうけたんですが、どう変わったのか説明いただきたい。また、A3縦型のページを捲った時に、上下逆になっていて非常に見にくい。以上2点様式の説明をいただきたい。

議 長 事務局をお願いします。

農林水産課 今回から議案書の様式が変わりまして、システムの改修理由につきましては農業委員会事務局から説明いただけたらと思うんですが、印刷の上下逆のご指摘については、その通りであると思います。本日差し替えで置いた用紙については、ただ今のご指摘が解消できていると形で印刷できていると思いますので、事前にお送りさせていただいたものについては、言われた通り反対になってしまっているということがございますので、今後気を付けてまいりたいと思います。

4 番 一番最初の表紙がありますね。例えば（2）に作物別設定面積がありますね。設定面積の横に3～10年未満、10年以上という欄がありますが、今後我々がどういう風に参考にしていけば良いのか説明いただきたい。

農林水産課 先に所有権移転につきましては、今回の農業委員会では提出する議案がありませんので0になっています。所有権移転がある場合については、ここに数値が入ってくると思いますが、作物別の設定面積につきましてはシステムが先月入りまして、こちらも慌てて議案書を作成させていただいた関係で、まだ正直なところ何処がどう反映されてくるのかと整理ができていない状況であります。委員がおっしゃられたように何も反映しないのであれば、いらないんじゃないかという指摘だと思しますので、その辺も来月までにはお答えができるように、削除するのか反映していくのか検討させていただきたいと思っております。すみません今月については、そういった事情で、ここの整理がまだできておりませんのでご理解いただけたらと思っております。

議 長 辻川委員、よろしいですが。

4 番 はい。

議 長 他にご質疑はございますか。

(挙手なし)

議 長 他に、ご質疑はないのでこれをもって質疑を終結します。

議 長 これより議第7号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第7号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。挙手多数と認めます。よって議第7号は議案どおりと決定いたしました。

議 長 以上で、本日の議事案件は全て終了いたしました。

議 長 続きまして、日程第4報告案件に入ります。

議 長 報第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告します。

事務局の報告を求めます。

事務局長 5ページをご覧ください。

報第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出があり、事務局長専決規程により受理されたので報告する。

令和3年2月10日 野洲市農業委員会 会長 武浪 勘治

案件は4件で、1件目は2筆、1筆目は上屋●●●●番、登記地目 田、現況地目 畑、面積426㎡、2筆目も上屋●●●●番、登記地目 田、現況地目 畑、面積 9.91㎡、地図は13ページであります。譲渡人 野洲市上屋●●●●番地 ●●●● 譲受人 野洲市上屋●●●●番 ●●●●、契約内容は売買、届出事由は資材置場です。

6ページをご覧ください。

2件目は1筆、富波●●●●番、登記地目、現況地目共に畑、面積228㎡、地図は13ページ、貸人 野洲市富波甲●●●●番地 ●●●● 借人 滋賀県栗東市上鉤●●●●番地 ●●●●、契約内容は使用貸借、届出事由は資材置場です。

3件目は4筆、1筆目は市三宅●●●●番、登記地目、現況地目共に畑面積658㎡、2筆目も市三宅●●●●番、登記地目、現況地目共に田面積849㎡、貸人 野洲市市三宅●●●●番地 ●●●●、借人 東京都千代田区●●●●番 ●●●● 3筆目も市三宅●●●●番、登記地目、現況地目共に畑、面積875㎡、4筆目も市三宅●●●●番、登記地目、現況地目共に田、面積1189㎡、貸人、野洲市市三宅●●●●番地 ●●●●、借人は同じ、●●●●です。地図は10ページです。契約内容は賃貸借、届出事由は物販店舗です。

7ページをご覧ください。

4件目は1筆、行畑●●●●番、登記地目、現況地目共に田、面積1074㎡、地図は14ページ、貸人 野洲市市三宅●●●●番地 ●●●● 借人 野洲市行畑●●●●番地 ●●●●、契約内容は使用貸借、届出事由は共同住宅 1棟14戸です。これにつきましては、代表取締役自身の土地を会社として使用貸借し、共同住宅を建てて、事業を興すものであります。

議長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

(挙手なし)

議長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして報第4号 農地変更届出について報告します。

事務局の報告を求めます。

事務局長 8ページをご覧ください。

報第4号 農地変更届出について、次のとおり報告する。

令和3年2月10日 野洲市農業委員会 会長 武浪 勘治

案件は1件で1筆、高木●●●●番、登記地目、現況地目共に田、面積2534㎡、地図は9ページです。届出人 滋賀県守山市●●●●番地、●●●●変更事由は、畑として利用するためですが、これにつきましては、畑にされたあと、ビニールハウスで野菜の栽培をされるということで、予定作目はなす、ししとう、リーフレタスなどがあります。

議長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

(挙手なし)

議長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

議長 これをもって、本日の案件は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和3年第2回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後3時30分